

# リーグ戦運営規約

## 第1条（目的）

日本サッカー協会（以下「JFA」という）が推進するサッカーの普及と育成の方針に従い、リーグ戦の実施により年間を通じてバランスの良いプレー機会の場を提供し、4種年代に適したリーグ戦を定着させることによりJFAが提唱するリーグ戦文化を地域に根付かせ、サッカー競技力の向上と子供たちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 第2条（規約の主旨）

前条の目的達成のためリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、リーグ戦を安定的かつ公正に実施することを目的とする。

## 第3条（適用範囲）

この規約は、U-10（U-11，U-12）サッカーリーグ in 高岡ドリームリーグ（通称、「Dリーグ」という）に適用する。

## 第4条（遵守義務）

- ① リーグに加入する加盟登録団体（以下「加盟チーム」という）に所属する役員、監督、コーチ、選手、審判、その他当該チーム関係者は本規約ならびに加盟する団体（高岡市サッカー協会、富山サッカー友の会、富山県サッカー協会、JFA（以下、まとめて「協会」という）が定める諸規程を遵守しなければならない。
- ② 加盟チームに所属する役員、監督、コーチ、選手、審判、その他当該チーム関係者は第1条の目的達成を妨げる行為を行ってはならない。

## 第5条（実行委員会）

- ① リーグ戦の実施にあたって実行委員会（以下「委員会」という）を置く。
- ② 委員会は次の委員で構成する。
  - (1) 学童連盟委員長、同副委員長、同技術委員長、同審判委員長、同事業委員長
  - (2) 富山サッカー友の会（以下「友の会」という）事業運営委員会の高岡南部地区委員（1名）、高岡北部地区委員（1名）
- ③ 委員会には、委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は学童連盟委員長が兼務し、副委員長は事業委員長が兼務する。
- ④ 委員会は必要の都度、委員長が招集する。但し、委員総数の3分の2以上から目的事項を示して要求がある場合、委員長は委員会を招集しなければならない。
- ④ 委員会はリーグの運営に関する全ての事項を審議し、議決する。
- ⑥ 委員会は委員数の3分の2以上が出席し、出席数の過半数をもって議決することができる。
- ⑦ 委員長は委員会を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がこれにあたる。
- ⑧ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第6条（参加資格及び義務）

加盟チームは高岡市サッカー協会および友の会加盟登録団体でなければならない。  
加盟チームはJ F Aにチーム登録および選手登録する義務を負う。

## 第7条（入会および退会）

- ① リーグへの入会または退会は開催年度の定められた期日までに決定しなければならない。
- ② リーグへの途中入会または途中退会は認められない。
- ③ リーグを既存の大会と兼ねて開催する場合、非加盟チームはリーグへ入会せず、第13条①項の後期リーグと兼ねる当該の大会に参加することができる。
- ④ 前項③により当該の大会に参加する非加盟チームは、参加申し込み時に第6条の規定を満たし、本規約を遵守しなければならない。
- ⑤ 非加盟チームの試合成績はリーグの成績に加えない。

## 第8条（参加費）

リーグへの参加費は大会参加費をもってあてることとし、別にこれを定める。

## 第9条（競技場）

リーグ戦を行う競技場は良好で安全なプレーができるものとし、次の要件を維持しなければならない。

- ① ピッチの大きさは68m×50mを標準とし、長方形でなければならない。  
但し、会場の都合による場合は大きさの変更を認める。
- ② ペナルティーエリア12m、ゴールエリア4m、センターサークル7m、PKマーク8mとし、大きさを変更することは認められない。
- ③ ゴールは少年用（5m×2.15m）とし、大きさを変更することは認められない。

## 第10条（試合）

- ① 試合は1チーム8人制で、前・後半制とし競技時間は別にこれを定める。
- ② 試合は1チーム最低6人で成立することができる。競技開始後なんらかの理由で1チーム6人未満となった時点で試合は打ち切る。

## 第11条（競技規則）

- ① 競技規則は開催年度のJ F A競技規則（8人制サッカー競技規則）を適用する。
- ② 委員会で議決した事項は競技規則を変更して適用することができる。

## 第12条（出場資格）

- ① 第6条の規定を満たす選手以外、リーグ戦に出場することができない。
- ② 選手は出場資格の確認を求められた場合、選手証を呈示しなければならない。
- ③ 選手の登録人数の多い加盟チームは、リーグ戦に複数エントリーできる。
- ④ 複数エントリーした場合、選手は前期リーグと後期リーグを通していずれか同じ1チームからしか出場できない。

- ⑤ 選手の登録人数が8人未満の非加盟チームは、少人数チームの合併又は他の加盟チームに加入して参加することができる。
- ⑥ 前項⑤の規定は選手の移籍を必要としない。
- ⑦ 前項⑤の選手はチームを移籍する場合を除き、リーグ戦期間中にチームを移動して別のチームで試合に出場することはできない。

#### 第13条（リーグ戦のレギュレーション）

- ① リーグ戦は前期と後期に分けて行うことを原則とする。
- ② リーグ戦は加盟チーム数、事業日程を考慮しグループに分けることができる。
- ③ リーグ戦は前期・後期制やグループ分けの如何に関わらず、チームの試合数を同数にすることを原則とする。
- ④ リーグ戦の成績は前期と後期を通算して順位を決定する。
- ⑤ リーグ戦のレギュレーションは開催年度の実行委員会で決定し、開催要項に示す。

#### 第14条（リーグの運営）

- ① リーグ戦の日程は委員会が決定し、特別な事由を除き変更できない。
- ② リーグ戦の日程は学校行事および類する事由を考慮して決定する。
- ③ 加盟チームは試合開始時刻などの試合日程を遵守しなければならない。
- ④ リーグ戦の日程は天候、ピッチコンディションまたは学校行事など、やむを得ない特別な事由による場合に限り変更を認める。
- ⑤ 特別な事由に当らない一方のチームの責任に帰すべき事由により試合が行われない場合、その帰責事由チームは0対3の敗戦とする。
- ⑥ 試合がやむを得ない不可抗力の事由により行われない場合、当該チームの試合は予備日に行う。
- ⑦ リーグ戦は1チーム1日2試合以下を原則とし、対戦試合数に偏りが無い試合日程とする。
- ⑧ リーグ戦において退場処分を受けた選手は、次の1試合に出場することができない。
- ⑨ リーグ戦において警告の累積が2回になった選手は、次の1試合に出場する事ができない。但し、警告の累積は1節ごとに清算し次節へ持ち越さない。
- ⑩ 第12条に違反する選手の試合出場が発覚した場合、その帰責事由チームは対象試合から勝点3を減点される。
- ⑪ 試合開始時または試合中に1チームの人数が6人未満となり、試合が打ち切られた場合、帰責事由チームは0-3の敗戦とする。
- ⑫ リーグ戦の成績は次により決定する。
  - (1) 試合の勝者に勝点3、引分け1、敗者に0を与え全試合の勝点合計の多い順に順位を決定する。
  - (2) 勝点合計が同じ場合は、全試合の総得点-総失点（得失点差）により点数の大きい順に順位を決定する。

- (3) 勝点合計、得失点差いずれも同点の場合、全試合の総得点の多い順に順位を決定する。
- (4) 前各号がいずれも同一の場合は同順位とする。
- (5) 第13条③項においてリーグ戦の試合数が同数でない場合、順位の決定は(1)勝点合計、(2)得失点差、(3)総得点の順にそれぞれを試合数で割り算した点数で順位を決定する。

#### 第15条（試合球）

試合球は4号球とし、主催者から提供される場合を除き対戦する2チームが新品相当球を持ち寄り、主審が使用するボールを決定する。

#### 第16条（会計）

- ① リーグの運営費用は参加費および協会からの助成金等をもってあてる。
- ② リーグの運営にかかる会場費、消耗品費、表彰費、その他必要な費用を支出する。
- ③ 協会から補助金等に対する収支報告の求めがある場合は、委員会が報告する。

#### 第17条（表彰）

- ① リーグの表彰は前期と後期を通算した成績順位で表彰する。
- ② チーム表彰と別に参加チームから各1名優秀選手を選考し表彰する。
- ③ 表彰は原則として学童連盟の納会で行う。

#### 第18条（登録および移籍）

チームおよび選手の登録ならびに選手の移籍はJFAの規程を遵守し、次により行う。

- ① 協会が定めた期日までにチームおよび選手の登録をしなければならない。
- ② シーズン途中の追加登録（移籍を含む）はJFAが承認した期日を以って有効とする。

#### 第19条（指導者）

試合には常時指導しうる責任のある指導者が帯同しなければならない。

#### 第20条（審判）

試合の審判はJFAに登録された審判資格を有する審判員があたるものとし、次による。

- ① 審判は原則としてJFA競技規則（8人制サッカー競技規則）による主審1人制とする。但し、委員会の議決により変更することができる。
- ② 試合の記録は主審が行い、試合終了後速やかに結果を大会本部に報告しなければならない。
- ③ 試合の審判員は審判委員長が決定し、チーム名で割り当てる。
- ④ 加盟チームは帯同審判員を有し、試合の審判運営に協力しなければならない。

#### 第21条（報告）

- ① リーグ戦の結果は適切な方法により関係者へ報告する。
- ② リーグ戦の日程変更は加盟チームおよび大会参加チームへ速やかに連絡する。
- ③ リーグ戦運営上のトラブルが発生した場合、友の会に報告する。

#### 第22条（紛争解決）

加盟チームおよび大会参加チームはリーグ戦運営上のトラブル、本規約の運用または解釈に関する問題などが発生した場合、次による解決に協力しなければならない。

- ① 当事者の話し合いによる解決を基本とし、真摯に対応しなければならない。
- ② 委員会の協議による解決を必要とする場合、当事者は委員会が要求する調査、聞き取りおよび委員会への出席など、委員会の要請に協力しなければならない。
- ③ 前項①、②により解決できない場合、友の会へ裁定を委ねることに同意しなければならない。
- ④ 当事者は決定された最終解決の内容を受け入れなければならない。

#### 第23条（罰則および制裁）

本規約の定めに違反したことにより罰則又は制裁が科された場合、それに従わなければならない。

#### 第24条（規約の改廃）

本規約の改正または廃止は代表者会議の議決によりこれを行う。

#### 第25条（疑義の解決）

- ① 本規約の運用解釈に際して疑義を生じた場合、委員会において協議し速やかに当該事項の解決を図る。
- ② 本規約に定めのない事項については次により当該事項の解決を図る。
  - (1) 大会開催要項など、別に定めがある場合はそれを優先する。
  - (2) いずれにも定めがない事項は、第1条の目的を尊重しその達成を妨げない真摯な対応による決着を図る。

#### （付 則）

本規約は、平成22年11月27日から施行する。

改正 平成24年3月25日

改正 平成28年4月1日